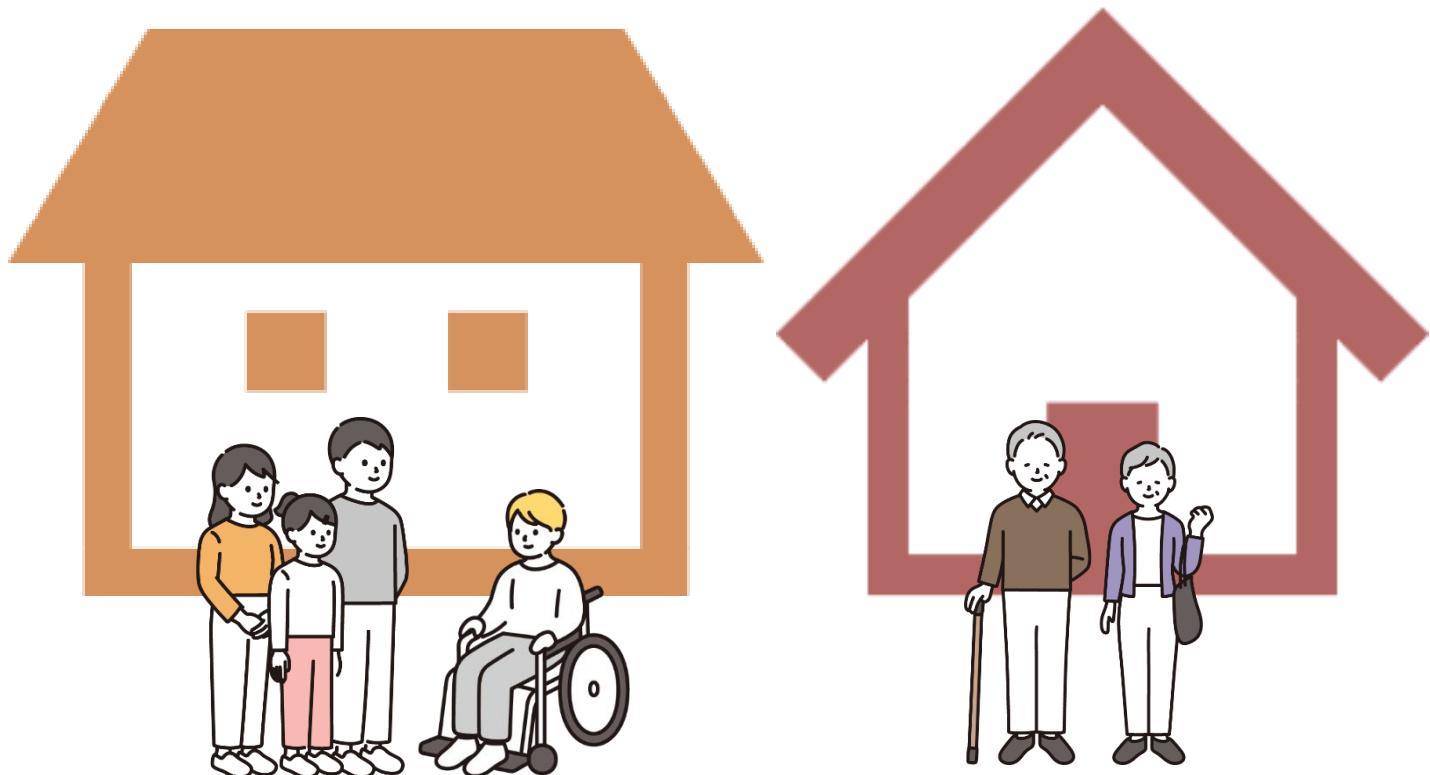


重度障がい者等住宅改造費助成制度



障がい福祉課

重度障がい者等住宅改造費助成制度とは

重度身体障がい者等が在宅で安心して生活が送れるよう、対象者の身体状況や日常生活動作に応じて住宅の改修が必要な場合に、予算の定める範囲においてその費用を助成します。

制度の優先順位

改修を必要としている方が介護保険の対象となる場合は介護保険による住宅改修が優先となります。
介護保険の認定を受け、介護保険の住宅改修の手続きをしていただくことになります。

年齢により介護保険が対象外の方については、障害者総合支援法に基づくサービスに「住宅改修費」という項目があり、福祉用具等の設置に伴う工事費の補助制度（上限額 20万円）があり、こちらが優先になります。対象となる工事は介護保険の住宅改修と同様です。

住宅改修と住宅改造について

○ 制度の違い

- ・住宅改修は対象工事が決められていますが、住宅改造は、住宅改修の対象とならない工事であっても、障がい者等の身体状況を勘案し必要であると認められることがあります。
- ・理学療法士、建築士、障がい福祉課職員で構成されるチームが、現地調査や見積審査を行います。
- ・工事内容が決定した後、補助基準単価に基づいた見積審査を行い、対象工事にかかる必要最小限の費用（補助対象経費）の決定を行います。

例：2階に浴室がある住宅に対して階段昇降機を設置

玄関ドアが重くて開けられない住宅に対して電動アシスト装置を設置

○ 制度の併用

介護保険の住宅改修、及び、障がい福祉の住宅改修と住宅改造の併用が可能です。既に、住宅改修を利用している場合は、住宅改造単独での利用も可能です。

注意点

- ・許可前に、工事を行われた場合は助成対象外となります。
- ・現地調査等を行い、希望工事が本制度の助成対象となるかを判断します。
- ・調査等の結果、希望と異なる工事案を提示することもあります。
- ・新築や増築、修繕は助成対象外です。
- ・補助金の申請は、助成される金額に関わらず、同一世帯につき原則として1回限りです。

補助対象

次の①～④を全て満たす世帯です。

- ① 下記のいずれかに該当する障がい者がいる世帯。
 - ・下肢または体幹機能障がいが含まれる身体障がい者手帳1・2級
 - ・体幹機能障がい3級
 - ・下肢機能障がい3級
 - ・療育手帳Aと下肢または体幹機能障がいの身体障がい者手帳（等級は問わない）の両方を所持している
- ② 生計中心者（世帯で一番収入の多い方）の前年所得税額が7万円以下であること。
- ③ 対象者が本市に住民票を置き、居住していること。
- ④ 過去に住宅改造助成（高齢介護課の⑩高齢者住宅改造助成も含む）を受けていないこと。

（補助金額）

生計中心者の前年の所得税額 (1～6月申請は前々年分)	補助金額	補助金の上限額
生活保護、所得税非課税	補助対象経費※の <u>10／10</u>	80万円
所得税額 1円～40,000円	補助対象経費※の <u>2／3</u>	533,333円
所得税額 40,001円～70,000円	補助対象経費※の <u>1／2</u>	40万円
所得税額 70,001円～	制度対象外	

※所得税は障がい福祉課に承諾書を提出していただくことで、調べることができます。

※補助対象経費とは、調査や見積審査の結果、本制度の補助対象として認められる工事にかかる、必要最小限の費用のことです。

補助対象にならないもの

- ・必要とされる改造内容に関連性のないもの
例：ユニットバス入れ替えに関して、壁と天井の費用
- ・本制度の趣旨にじまない改造内容
例：部屋を暖めるために窓を二重にする
- ・補助基準単価を超える費用

介護保険住宅改修と重度身体障がい者等住宅改造を併用する際の流れ

1. 相談受付

- ・障がい福祉課へ相談受付に来ていただきます。

【必要なもの】

見積書、図面（改修前・改修後）、写真（日付入り）、身体障害者手帳（コピー可）、
事前に所得税額を確認する場合は、所得税額を確認できる資料又は承諾書。

2. 資格・工事内容の確認

- ・障がい福祉課から高齢介護課へ、対象者の資格及び住宅改修費の残高確認、申請書類での工事内容の確認を行います。

3. 事前調査 (障がい福祉課担当者)

- ・障がい福祉課担当者が対象者宅を訪問し、聞き取り調査を行います。

4. 本調査 (理学療法士、建築士、障がい福祉課担当者)

- ・住宅改修推進チームが対象者宅を訪問し、現地調査を行います。
- ・改造プランの提示を行い、工事内容が確定します。

5. 業者説明 (施工業者、建築士、障がい福祉課担当者)

- ・本調査にて確定した改造プランを、対象者宅にて施工業者へ説明します。
- ・説明した内容での図面・見積を後日ご提出いただきます。

※本調査にて工事内容に追加や変更が生じた場合は、写真の追加提出や見積・図面の修正が必要となります。

6. 【障がい福祉 住宅改造】申請

- ・本調査を経て確定したプラン内容で、対象者から障がい福祉課に申請していただきます。

【必要なもの】

申請書、家主承諾書・誓約書（借家の場合）

7. 見積・図面審査

- ・図面・見積を審査します。
- ・介護保険住宅改修分と障がい福祉課住宅改造分の振り分けを決定します。

8. 【介護保険】事前申請

- ・高齢介護課へ住宅改修事前申請を行っていただきます。

【必要なもの】

事前申請書、見積書、図面、写真（日付入り）、委任状、住宅改修が必要と認められる理由書、住宅所有者の承諾書

9.交付決定

- ・障がい福祉課で補助金交付の決定および高齢介護課での着工の可否について審査を行います。
- ・対象者へ補助金交付決定通知及び住宅改修事前申請承認通知書を送付し、施工業者へ電話連絡を行います。

⇒着工許可

ここまでに2~3ヶ月程度かかります

工事完了

10.竣工検査 (施工業者、建築士、障がい福祉課)

- ・工事が適切に行われているかを確認します。
- ・不備がある場合は、是正を依頼します。

【必要なもの】

工事後の写真（現物及びデータ）、対象者宛ての請求書（写し）

- ・対象者からは、実績報告書を提出していただきます。

11.【介護保険】事後申請

- ・高齢介護課へ住宅改修事後申請を行っていただきます。

【必要なもの】

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書、領収書（原本）、事後写真（日付入り）、

事前申請書のコピー

12.補助金額確定

- ・障がい福祉課及び高齢介護課で補助金額・給付費の確定を行います。
- ・対象者から、補助金交付請求書を提出していただきます。
- ・対象者へ補助金確定通知・支給決定通知を送付します。

13.補助金支払

- ・障がい福祉課の補助金支払いは、対象者又は施工業者の口座へ振込みを行います。
- ・補助金の支払は、障がい福祉課・高齢介護課それぞれ行います。

14.事後モニタリング

- ・工事後の使い勝手等を確認するため、住宅改造推進チームによる訪問を行います。

八尾市 障がい福祉課 障がい福祉係 072-924-3838 (直通)